



介護保険利用ガイド

2018年度版



郡上市



◎介護保険制度とは…

ご利用者様の身体や生活機能の維持・改善を目標とし、自立した生活を支援する制度です。高齢により介護が必要な状態になっても、持っている能力を生かし、できる限り自立した生活を送れるよう、必要なサービスを適切に利用することが大切です。

介護サービスの利用が必要になった場合は、以下のように手続きを進めていきます。

サービスを利用する手順

～申請から利用までの流れ～

申請をする

サービスの利用を希望される方は、「要介護認定」の申請を市（高齢福祉課）にします。（介護保険被保険者証（第2号被保険者の場合：健康保険被保険者証）が必要です。）

認定調査・主治医意見書

市の認定調査員等が訪問し聞き取り調査を行います。また本人の主治医に心身の状況について意見書を作成してもらいます。

認定審査会

認定調査の結果と主治医の意見書をもとに、保健・医療・福祉の専門家による「介護認定審査会」で審査され要介護度を判定します。

認定結果の通知

原則として、申請から30日以内に、市から認定結果通知書と結果が記載された保険証及び自己負担額の割合が記載された負担割合証が届きます。

ケアプランを作成します

要介護1～5までと認定された方は、居宅介護支援事業者のケアマネジャーに依頼して、介護サービスが利用できるようにケアプランを作成してもらいます。
要支援1・2と認定された方は、地域包括支援センターがケアプランを作成します。（ケアプランは自己作成もできます。自己作成の場合は市に相談してください。）

サービスを利用します

ケアプランにもとづいたサービスを利用します。
（サービスの利用料金が必要となります。）

有効期間が過ぎる前に

認定期間は新規申請の場合3ヶ月～12ヶ月（更新の場合は最長36ヶ月）となります。引き続きサービスを利用したい方は、有効期間満了前に更新または変更申請をして下さい。（有効期間満了2ヶ月前に市より更新申請の案内がとどきます。）

☆ 介護サービスの利用について	
指定居宅介護支援事業者 P 2
指定介護予防支援事業者 P 4
☆ 自宅へヘルパーさんに来てほしい	
ホームヘルプサービス（訪問介護） P 5
☆ 自宅へ看護師さんに来てほしい	
訪問看護 P 7
☆ 自宅でお風呂に入れてほしい	
訪問入浴介護 P 9
☆ 自宅でリハビリを受けたい	
訪問リハビリテーション P10
☆ 施設で日帰りの介護を受けたい	
デイサービス（通所介護） P11
☆ 施設や病院に通ってリハビリを受けたい	
デイケア（通所リハビリ） P13
☆ 数日間、施設で介護してほしい	
ショートステイ P15
☆ 有料老人ホームで介護サービスを利用したい	
特定施設入居者生活介護 P18
☆ 認知症高齢者の共同生活介護施設で介護サービスを利用したい	
グループホーム P20
☆ 認知症高齢者のデイサービスを利用したい	
認知症対応型デイサービス P21
☆ 通所やお泊り等ができる介護サービスを利用したい	
小規模多機能型居宅介護 P22
☆ 療養上の管理指導をしてほしい	
居宅療養管理指導 P23
☆ 床段差の解消などの住宅改修がしたい	
住宅改修費の支給 P24
☆ 福祉用具を借りたい	
福祉用具のレンタル P25
☆ 福祉用具を購入したい	
福祉用具購入費の支給 P26
☆ 入所して介護サービスを利用したい	
施設介護サービス P27
☆ 生活支援のサービスを使いたい	
介護予防・生活支援サービス P29
☆ 地域包括支援センターを利用したい	
地域包括支援センター P30

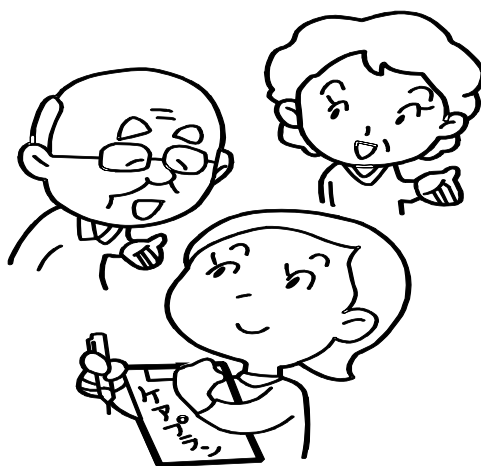
指定居宅介護支援事業者

要介護1～要介護5の認定を受けた方が、自宅で適切にサービスを利用できるように、介護支援専門員（ケアマネジャー）が居宅サービス計画（ケアプラン）の作成や、サービス事業所との連絡・調整などを行います。

ケアプラン例

	月	火	水	木	金	土	日
午前				訪問看護			
	通所介護 または 通所リハビリ	訪問介護	通所介護 または 通所リハビリ		通所介護 または 通所リハビリ	訪問介護	
午後				訪問介護			

※相談やケアプラン作成費は全額介護保険の対象となります。



サービス費用のめやす

内 容	自 己 負 担
ケアプランの作成・相談など	なし（無料）

	事業所名	所在地	電話番号 FAX 番号	主な対応地域 注①
八 幡	堀谷医院介護支援センター百日紅	〒501-4211 八幡町中坪 1 丁目 7 番地	65-6872 65-3072	八幡
	在宅介護支援センターせせらぎ緑風苑	〒501-4204 八幡町旭 663 番地 6	67-2262 67-2381	郡上市全域
	J Aめぐみの介護サービス郡上営業所	〒501-4221 八幡町小野 4 丁目 6 番地 18	65-4162 67-1153	八幡、大和、美並、 明宝、和良、白鳥 (一部地域を除く)
	ノバネットワークス	〒501-4223 八幡町稲成 204 番地 82	66-0086 66-0322	八幡、大和、美並 (一部地域を除く)
	八幡病院介護支援センター	〒501-4228 八幡町桜町 278 番地	65-2151 67-1047	八幡
	ゆうゆ杉下ケアステーション	〒501-4234 八幡町五町 3 丁目 15 番地 2	67-2177 65-3346	八幡 (一部地域を除く)
大 和	社協郡上介護相談センター	〒501-4607 大和町徳永 618	88-4535 88-4600	郡上市全域
白 鳥	奥美濃白鳥在宅介護支援センター	〒501-5122 白鳥町為真 1205 番地 1	83-0129 82-5252	大和、白鳥、高鷺
	在宅介護支援センターしろとり	〒501-5121 白鳥町白鳥 2 番地 6	82-5995 82-5998	大和、白鳥、高鷺 (一部地域を除く)
	コスモス苑介護サービスセンター	〒501-5121 白鳥町白鳥 408 番地 1	83-0330 83-0186	郡上市全域 (一部地域を除く)
和 良	県北西部地域医療センター 国保和良診療所 居宅介護支援事業所	〒501-4595 和良町沢 882 番地	77-2023 77-2376	八幡、和良 (一部地域を除く)

注① 主な対応地域の詳細については、各事業所へお問い合わせください。

指定介護予防支援事業者

要支援 1・2 または基本チェックリストによりサービス事業対象者として認定を受けた方が、自宅で介護予防のためのサービスを適切に利用できるよう、ケアプラン（介護予防サービス計画）の作成や、サービス事業所との連絡・調整などを行います。

ケアプラン例

		月	火	水	木	金	土	日
午前							家事サポートサービス	
	予防デイサービス または 予防通所リハビリ				予防デイサービス または 予防通所リハビリ			
午後								

※相談やケアプラン作成費は全額介護保険の対象となります。

事業者名	所在地	電話番号	FAX番号
郡上市地域包括支援センター	〒501-4297 八幡町島谷 228 番地 郡上市役所 2 階	67-0008	66-0157

※介護予防ケアプランについては、一部を地域包括支援センターから指定居宅介護支援事業者に委託して行っています。

サービス費用のめやす

内 容	自己負担
相談・ケアプラン作成など	なし（無料）

訪問介護（ホームヘルプサービス）

訪問介護員(ホームヘルパー)が利用者の居宅を訪問して、入浴や排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事支援を行います。

○身体介護

食事や入浴、排せつの介助、衣類の着脱や体位交換、身体の清拭など

○生活援助

食事の用意、洗濯、買い物、掃除など

(同居家族がいる場合の生活援助については、理由書が必要です。)

＜利用対象者＞ 要介護1以上の認定を受けている方が利用できます。

※要支援1・2の方や基本チェックリストによりサービス事業対象者として認定を受けた方は、介護予防・生活支援サービス事業の「介護予防ホームヘルプ事業」や「家事サポートサービス事業」が利用できます（29ページ参照）。

サービス費用のめやす

（1回につき）

区 分		サービス費用	自己負担(1割の方)
身体介護	20分未満	1,650円	165円
	20分以上 30分未満	2,480円	248円
	30分以上 1時間未満	3,940円	394円
	1時間以上 1時間30分未満	5,750円	575円
生活援助	20分以上 45分未満	1,810円	181円
	45分以上	2,230円	223円
通院時の乗車・降車等の介助	1回につき	980円	98円

※上記費用とは別に、事業所によって各種の加算があります。

事業所名	所在地	電話番号	FAX番号
郡上市社会福祉協議会 ホームヘルプステーションあい愛	〒501-4235 八幡町有坂 131 番地	67-2082	65-3030
JAめぐみの介護サービス郡上営業所	〒501-4221 八幡町小野 4 丁目 6 番地 18	65-4162	67-1153
ノバネットワークス	〒501-4223 八幡町稻成 204 番地 82	66-0086	66-0322
訪問介護ステーションせせらぎ緑風苑	〒501-4204 八幡町旭 663 番地 6	67-2262	67-2381
特定非営利活動法人りあらいず和	〒501-4203 八幡町初納 4 30 番地 1	66-0701	66-0702
県北西部地域医療センター国保白鳥病院	〒501-5122 白鳥町為真 1205 番地 1	82-3131	82-5252
ヘルプステーションしろとり	〒501-5121 白鳥町白鳥 2 番地 6	82-5999	82-5998
有限会社 あゆみ会	〒501-4511 和良町下洞 394 番地 2	77-3081	77-3081



訪問看護・介護予防訪問看護

医師の指示に基づき、訪問看護ステーションや病院の看護師・保健師・理学療法士などが利用者の居宅を訪問して、健康チェックや療養上の世話、必要な診療の補助を行います。

- 血圧や脈拍などの病状チェック
- 床ずれの予防や処置
- 経管栄養のチューブや尿の管などの管理や医療処置
- リハビリテーションなど

＜利用対象者＞ 要支援または要介護の認定を受けている方が利用できます。

サービス費用のめやす

介護給付（要介護1～要介護5） （1回につき）

区 分		サービス費用	自己負担（1割の方）
訪問看護 ステーション から	20分未満	3,110円	311円
	30分未満	4,670円	467円
	30分以上1時間未満	8,160円	816円
	1時間以上1時間30分未満	11,180円	1,118円
	理学療法士等の場合 1回につき	2,960円	296円
病院または 診療所から	20分未満	2,630円	263円
	30分未満	3,960円	396円
	30分以上1時間未満	5,690円	569円
	1時間以上1時間30分未満	8,360円	836円

予防給付（要支援1、要支援2） （1回につき）

区 分		サービス費用	自己負担（1割の方）
訪問看護 ステーション から	20分未満	3,000円	300円
	30分未満	4,480円	448円
	30分以上1時間未満	7,870円	787円
	1時間以上1時間30分未満	10,800円	1,080円
	理学療法士等の場合 1回につき	2,860円	286円
病院または 診療所から	20分未満	2,530円	253円
	30分未満	3,790円	379円
	30分以上1時間未満	5,480円	548円
	1時間以上1時間30分未満	8,070円	807円

※上記費用とは別に、事業所によって各種の加算があります。

事業所名	所在地	電話番号	FAX 番号
郡上市民病院	〒501-4222 八幡町島谷 1261 番地	67-1611	67-0470
堀谷医院	〒501-4211 八幡町中坪 1 丁目 7 番地	65-6868	65-6968
訪問看護ステーション郡上八幡	〒501-4204 八幡町旭 663 番地 6	67-2262	67-2381
杉下医院	〒501-4234 八幡町五町 3 丁目 15 番地 2	67-2177	67-2188
訪問看護キャリアオン	〒501-4612 大和町剣 2 4 0 番地 2	88-5311	88-5300
県北西部地域医療センター 国保白鳥病院訪問看護ステーション	〒501-5122 白鳥町為真 1205 番地 1	82-3131	82-5252
鷺見病院	〒501-5121 白鳥町白鳥 2 番地 1	82-3151	82-3150
県北西部地域医療センター 国保和良診療所	〒501-4595 和良町沢 882 番地	77-2311	77-2376

訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

入浴が困難な寝たきりの方などの居宅を、浴槽を積んだ移動入浴車が訪問して、入浴の介助を行います。

＜利用対象者＞ 要支援または要介護の認定を受けている方が利用できます。

サービス費用のめやす

区 分		サービス費用	自己負担（1割の方）
全身入浴 1回につき	要支援1、2	8,450円	845円
	要介護1～5	12,500円	1,250円

※上記費用とは別に、事業所によって各種の加算があります。

事業所名	所在地	電話番号	FAX 番号
(株)福祉の里 美濃営業所	〒501-3753 美濃市松森 595 番地	(0575) 31-2016	(0575) 31-2017
アサヒサンクリーン 在宅介護センター関	〒501-3236 関市辻井戸町 1 番地 111	(0575) 23-6010	(0575) 23-6031

訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

医師の指示に基づき、理学療法士や作業療法士などが利用者の居宅を訪問して、心身機能の維持・回復や日常生活の自立を助けるために必要なリハビリテーションを行います。

＜利用対象者＞ 要支援または要介護の認定を受けている方が利用できます。

サービス費用のめやす

（1回につき）

区 分	サービス費用	自己負担（1割の方）
20分以上のリハビリテーション を行った場合	2,900円	290円

※上記費用とは別に、事業所によって各種の加算があります。

事業者名	所在地	電話番号	FAX 番号
郡上市民病院	〒501-4222 八幡町島谷 1261 番地	67-1611	65-6005
八幡病院	〒501-4228 八幡町桜町 278 番地	65-2151	67-1047
堀谷医院	〒501-4211 八幡町中坪 1 丁目 7 番地	65-6872	65-3072
鷺見病院	〒501-5121 白鳥町白鳥 2 番地 1	82-3151	82-3150
県北西部地域医療センター 国保和良診療所	〒501-4595 和良町沢 882 番地	77-2311	77-2376

通所介護・地域密着型通所介護（デイサービス）

デイサービスセンターで、食事・入浴などの日常生活上の支援や機能訓練などを日帰りで受けることができます（定員18人以下の事業所は、地域密着型となります）。

- リフトバスなどによる送迎
- 健康チェックや機能訓練
- 食事や入浴、レクリエーション など

＜利用対象者＞ 要介護1以上の認定を受けている方が利用できます。

※要支援1・2の方や基本チェックリストによりサービス事業対象者として認定を受けた方は、介護予防・生活支援サービス事業の「介護予防デイサービス事業」や「ミニデイサービス事業」が利用できます（29ページ参照）。

サービス費用のめやす

＜通所介護＞ （1回につき）

区 分	要介護度	サービス費用	自己負担（1割の方）
＜通常規模型＞ 7時間以上8時間未満 の場合	要介護1	6,450円	645円
	要介護2	7,610円	761円
	要介護3	8,830円	883円
	要介護4	10,030円	1,003円
	要介護5	11,240円	1,124円

※上記費用とは別に、食費等が必要です。また、事業所によって各種の加算があります。

＜地域密着型通所介護＞ （1回につき）

区 分	要介護度	サービス費用	自己負担（1割の方）
7時間以上8時間未満 の場合	要介護1	7,350円	735円
	要介護2	8,680円	868円
	要介護3	10,060円	1,006円
	要介護4	11,440円	1,144円
	要介護5	12,810円	1,281円

※上記費用とは別に、食費等が必要です。また、事業所によって各種の加算があります。

<通所介護>

事業所名	所在地	電話番号	FAX番号	定員(人)
郡上市八幡デイサービスセンター	〒501-4235 八幡町有坂 131 番地	67-2633	65-3030	30
おなびデイサービスセンター	〒501-4455 八幡町小那比 6270 番地 2	69-2410	69-2410	10
デイサービスセンター せせらぎ緑風苑	〒501-4204 八幡町旭 663 番地 6	67-2262	67-2381	40
JA めぐみの介護サービス郡上営業所 デイサービスセンターあんしん郡上	〒501-4221 八幡町小野 4 丁目 6 番地 18	65-4161	67-1153	33
はっぴい☆ノバ	〒501-4223 八幡町稲成 204 番地 8 2	66-0086	66-0322	20
デイサービスセンターやまと	〒501-4607 大和町徳永 618 番地	88-4729	88-4600	45
白鳥デイサービスセンター	〒501-5121 白鳥町白鳥 47 番地 17	83-0274	83-0282	20
白鳥東部デイサービスセンター	〒501-5116 白鳥町中西 509 番地 1	84-3010	84-3011	20
白鳥北部デイサービスセンター	〒501-5102 白鳥町歩岐島 139 番地 2	85-1010	85-1011	25
高鷲デイサービスセンター	〒501-5303 高鷲町大鷲 201 番地 2	72-5888	72-6409	25
美並デイサービスセンター	〒501-4106 美並町白山 430 番地 3	79-3644	79-3618	40
明宝デイサービスセンター	〒501-4307 明宝二間手 532 番地	87-2288	87-2099	35

<地域密着型通所介護>

事業所名	所在地	電話番号	FAX番号	定員(人)
デイサービスキャリアオン	〒501-4612 大和町剣 240 番地 2	88-5312	88-5300	10
アットホームしろとり	〒501-5122 白鳥町為真 1878 番地 1	83-0266	83-0267	18
石徹白デイサービスセンター	〒501-5231 白鳥町石徹白 39 号 5 番地 1	86-0011	86-0012	10

通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション (デイケア)

介護老人保健施設や医療機関などで、日常生活の自立を助け、心身機能の維持・回復を図るために、入浴や食事、リハビリテーションなどを日帰りで受けることができます。

- リフトバス等による送迎
- 理学療法士・作業療法士などによる機能訓練
- 食事や入浴 など

※介護予防通所リハビリテーションでは、生活機能を向上させるための「共通的服务」に加え、「運動器の機能向上」「栄養改善」「口腔機能の向上」に関するサービスを組み合わせ受けることができます。

<利用対象者> 要支援または要介護の認定を受けている方が利用できます。

サービス費用のめやす

介護給付（要介護1～要介護5） （1回につき）

区 分	要介護度	サービス費用	自己負担（1割の方）
<通常規模型> 7時間以上8時間未満 の場合	要介護1	7,120円	712円
	要介護2	8,490円	849円
	要介護3	9,880円	988円
	要介護4	11,510円	1,151円
	要介護5	13,100円	1,310円

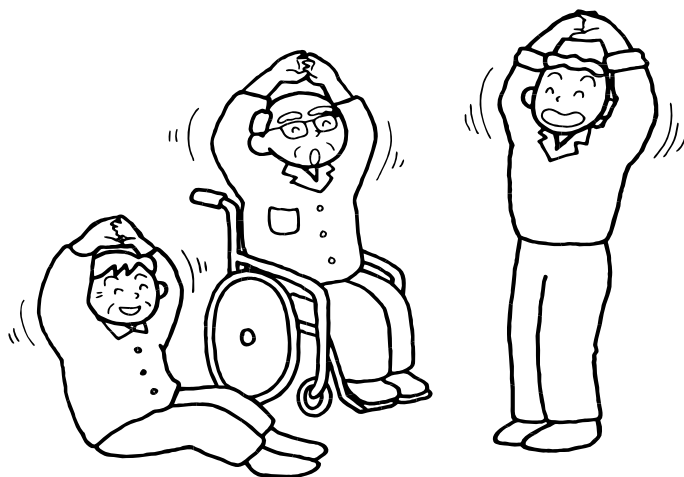
※上記費用とは別に、食費等が必要です。また、事業所によって各種の加算があります。

予防給付（要支援1・要支援2） （1ヶ月単位の定額）

区 分	要介護度	サービス費用	自己負担（1割の方）
共通的服务	要支援1	17,120円	1,712円
	要支援2	36,150円	3,615円
選択サービス	運動器の機能向上	2,250円	225円
	栄 養 改 善	1,500円	150円
	口腔機能の向上	1,500円	150円

※上記費用とは別に、食費等が必要です。また、事業所によって各種の加算があります。

事業者名	所在地	電話番号	FAX番号	定員(人)
通所リハビリテーション事業所 ひだまり(堀谷医院)	〒501-4211 八幡町中坪1丁目7番地	65-6808	65-3072	25
八幡デイケアセンターなごみ	〒501-4228 八幡町桜町327番地1	65-2152	66-2010	30
県北西部地域医療センター 国保白鳥病院(ほほえみ)	〒501-5122 白鳥町為真1205番地1	82-3131	82-5252	35
介護老人保健施設 ケアポート白鳳	〒501-5121 白鳥町白鳥2番地6	82-5999	82-5998	20
介護老人保健施設 ヴィラふくべ	〒501-4107 美並町大原77番地	79-2990	79-2995	15
県北西部地域医療センター 和良介護老人保健施設	〒501-4509 和良町沢864番地1	77-2778	77-2174	15



短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)

特別養護老人ホームなどの施設に短期間入所して、食事、入浴など必要な日常生活上の支援や機能訓練が受けられます。

- 食事や入浴
- 看護師などによる健康チェック
- 機能訓練など

※ショートステイを継続して利用できる日数は30日までとなります。また、利用日数は要介護認定等の有効期間のおおむね半数を超えないことを目安にしています。

<利用対象者> 要支援または要介護の認定を受けている方が利用できます。

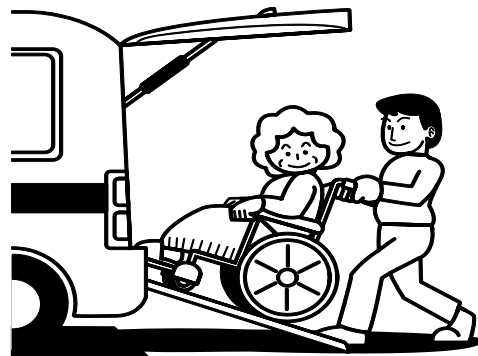
サービス費用のめやす

(1日につき)

区分	要介護度	サービス費用	自己負担(1割の方)
介護老人福祉施設 (併設型) 多床室の場合	要支援1	4,370円	437円
	要支援2	5,430円	543円
	要介護1	5,840円	584円
	要介護2	6,520円	652円
	要介護3	7,220円	722円
	要介護4	7,900円	790円
	要介護5	8,560円	856円

※上記費用とは別に、食費や滞在費(居室料、光熱水費相当分)が必要です。また、事業所によって各種の加算があります。

種類	事業者名	所在地	電話番号	FAX 番号	定員
特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム せせらぎ緑風苑	〒501-4204 八幡町旭 663 番地 6	67-2011	67-0660	20床
	郡上偕楽園	〒501-4610 大和町島 2347 番地 6	88-2048	88-2011	20床
特定施設	サーラ郡上	〒501-4236 八幡町相生 2304 番地 1	67-0617	65-2324	15床
	コスモス苑 かがやき	〒501-5121 白鳥町白鳥 412 番地 1	83-0178	83-0187	10床



短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護(ショートステイ)

介護老人保健施設や医療機関などに短期間入所して、機能訓練や食事、入浴など必要な日常生活上の支援が受けられます。

- 食事や入浴
- 看護師などによる健康チェック
- 機能訓練など

※ショートステイを継続して利用できる日数は30日までとなります。また、利用日数は要介護認定等の有効期間のおおむね半数を超えないことを目安にしています。

＜利用対象者＞ 要支援または要介護の認定を受けている方が利用できます。

(1日につき)

区 分	要介護度	サービス費用	自己負担(1割の方)
介護老人保健施設 (基本型) 多床室の場合	要支援1	6,110円	611円
	要支援2	7,650円	765円
	要介護1	8,260円	826円
	要介護2	8,740円	874円
	要介護3	9,350円	935円
	要介護4	9,860円	986円
	要介護5	10,390円	1,039円

※上記費用とは別に、食費や滞在費(居室料、光熱水費相当分)が必要です。また、事業所によって各種の加算があります。

種類	事業者名	所在地	電話番号	FAX 番号	定員
介護老人保健施設	介護老人保健施設 ケアポート白鳳	〒501-5121 白鳥町白鳥2番地6	82-5999	82-5998	5床
	介護老人保健施設 ヴィラふくべ	〒501-4107 美並町大原77番地	79-2990	79-2995	空床利用
	県北西部地域医療センター 和良介護老人保健施設	〒501-4509 和良町沢864番地1	77-2778	77-2174	空床利用

特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

介護保険の指定を受けた介護付有料老人ホームなどに入居して、日常生活上の支援や介護が受けられます。

- 食事、入浴、排せつの介護
- 機能訓練（リハビリテーション）
- 療養上の世話

※介護サービスを外部の事業者から受ける外部サービス利用型もあります。

＜利用対象者＞ 要支援または要介護の認定を受けている方が利用できます。

サービス費用のめやす

（1日につき）

要介護度	サービス費用	自己負担（1割の方）
要支援1	1,800円	180円
要支援2	3,090円	309円
要介護1	5,340円	534円
要介護2	5,990円	599円
要介護3	6,680円	668円
要介護4	7,320円	732円
要介護5	8,000円	800円

※上記費用とは別に、食費や管理費等が必要です。また、事業所によって各種の加算があります。

事業者名	所在地	電話番号	FAX 番号	入所定員
サーラ郡上	〒501-4236 八幡町相生 2304 番地 1	67-0617	65-2324	20床
コスモス苑 「仲良し」	〒501-5121 白鳥町白鳥 405 番地	83-0178	83-0187	22床

＜地域密着型サービス＞
地域密着型特定施設入居者生活介護

介護保険の指定を受けた入居定員が 29 人以下の介護付有料老人ホームなどに入居して、日常生活上の支援や介護が受けられます。

- 食事、入浴、排せつの介護
- 機能訓練（リハビリテーション）
- 療養上の世話

【利用対象者】郡上市に住所があり、要介護 1 以上の認定を受けている方が利用できます。

サービス費用のめやす

（1日につき）

要介護度	サービス費用	自己負担（1割の方）
要介護 1	5,340円	534円
要介護 2	5,990円	599円
要介護 3	6,680円	668円
要介護 4	7,320円	732円
要介護 5	8,000円	800円

※上記費用とは別に、食費や管理費等が必要です。また、事業所によって各種の加算があります。

事業者名	所在地	電話番号	FAX 番号	入所定員
介護付有料老人ホーム なるがの憩いの家	〒501-5114 白鳥町那留 1527 番地 24	82-2089	82-2089	29名

＜地域密着型サービス＞
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症高齢者が、少人数で共同生活しながら、介護スタッフによる食事・入浴・排せつなどの日常生活の支援や訓練を受けることができます。

- 食事・入浴・排せつの介助
- 機能訓練
- レクリエーション など

【利用対象者】郡上市に住所があり、要支援2または要介護1～要介護5の認定を受けている方が利用できます。

サービス費用のめやす

（1日につき）

区 分	要介護度	サービス費用	自己負担（1割の方）
2ユニット以上の 事業所の場合	要支援2	7,430円	743円
	要介護1	7,470円	747円
	要介護2	7,820円	782円
	要介護3	8,060円	806円
	要介護4	8,220円	822円
	要介護5	8,380円	838円

※上記費用とは別に、食費や管理費等が必要です。また、事業所によって各種の加算があります。

事業者名	所在地	電話番号	FAX 番号	入所定員
郡上八幡バラの家	〒501-4232 八幡町初音 140 番地 1	66-2188	66-2187	18名
木もれ陽の家	〒501-4203 八幡町初納 430 番地 1	66-0701	66-0702	18名
コスモス苑「赤とんぼ」	〒501-5121 白鳥町白鳥 405 番地 8	83-0178	83-0187	14名
コスモス苑「夕焼け小焼け」	〒501-5121 白鳥町白鳥 409 番地 1	83-0178	83-0187	18名

<地域密着型>サービス
認知症対応型通所介護

介護施設などで、入浴や食事など日常生活上の介助や機能訓練などを日帰りで受けることができます。

- 食事・入浴・排せつの介助
- 機能訓練
- レクリエーション など

【利用対象者】郡上市に住所があり、要支援または要介護の認定を受けている方が利用できます。

サービス費用のめやす

(1日につき)

区 分	要介護度	サービス費用	自己負担 (1割の方)
<共用型> 7時間以上8時間未満 の場合	要支援1	4,800円	480円
	要支援2	5,080円	508円
	要介護1	5,180円	518円
	要介護2	5,370円	537円
	要介護3	5,550円	555円
	要介護4	5,730円	573円
	要介護5	5,930円	593円

※上記費用とは別に、食費等が必要です。また、事業所によって各種の加算があります。

事業者名	所在地	電話番号	FAX 番号	定員
グループホーム 「郡上八幡バラの家」	〒501-4232 八幡町初音 140 番地 1	66-2188	66-2187	4名

＜地域密着型サービス＞

小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

「通い」によるサービスを中心に、利用者の希望などに応じて「訪問」や「泊まり」を組み合わせる利用することができます。

- 「訪問」による調理・洗濯・掃除等の家事援助など
- 「通い」「泊まり」による健康チェック・機能訓練・食事や入浴など
- 生活等に関する相談・助言など

【利用対象者】郡上市に住所があり、要支援または要介護の認定を受けている方が利用できます。

※サービスを利用する場合は、事業所への登録が必要です。

※このサービスを利用すると、福祉用具貸与・訪問看護・訪問リハビリ・居宅療養管理指導以外の介護保険サービスは利用できません。

サービス費用のめやす

(1ヶ月の基本料金)

要介護度	サービス費用	自己負担 (1割の方)
要支援1	34,030円	3,403円
要支援2	68,770円	6,877円
要介護1	103,200円	10,320円
要介護2	151,670円	15,167円
要介護3	220,620円	22,062円
要介護4	243,500円	24,350円
要介護5	268,490円	26,849円

※上記費用とは別に、食費、宿泊費等が必要です。また、事業所によって各種の加算があります。

事業所名	所在地	電話番号	FAX番号
コスモス苑「ゆうゆう」 登録可能人数 25名	〒501-5121 白鳥町白鳥 408 番地 1	83-0178	83-0187
ほたるの家 登録可能人数 25名	〒501-4232 八幡町初音 4481 番地	66-1700	66-1701

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

医師・歯科医師・薬剤師などが、家庭を訪問して、医学的な管理や指導を行います。

<利用対象者> 要支援または要介護の認定を受けている方が利用できます。

サービス費用のめやす

(1回につき)

区 分	サービス費用 (注)	自己負担 (1割の方)	
1 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 居宅療養管理指導料Ⅰ (2)以外	① 5,070円	507円
		② 4,830円	483円
		③ 4,420円	442円
	(2) 居宅療養管理指導料Ⅱ (在宅時医学総合管理料又は 特定施設入居時医学総合 管理料を算定する場合)	① 2,940円	294円
		② 2,840円	284円
		③ 2,600円	260円
2 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	① 5,070円	507円	
	② 4,830円	483円	
	③ 4,420円	442円	
3 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の薬剤師が 行う場合 (月2回を限度)	① 5,580円	558円
		② 4,140円	414円
		③ 3,780円	378円
	(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	① 5,070円	507円
		② 3,760円	376円
		③ 3,440円	344円
4 管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)	① 5,370円	537円	
	② 4,830円	483円	
	③ 4,420円	442円	
5 歯科衛生士等が行う場合 (月4回を限度)	① 3,550円	355円	
	② 3,230円	323円	
	③ 2,950円	295円	

(注) ①単一建物居住者1人に対して行う場合

②単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合

③上記以外の場合

住宅改修費の支給

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修の費用を、限度額の範囲内で支給します。

- 手すりの取り付け
- 段差の解消
- 滑りの防止、移動の円滑化などのための床材料の変更
- 引き戸等への扉の取り替え
- 和式便器から洋式便器などへの取り替え など

<利用対象者> 要支援または要介護の認定を受けている方が利用できます。

注意：改修をされる前に、事前申請が必要になります。
詳しくは担当のケアマネジャーとよく相談しましょう。

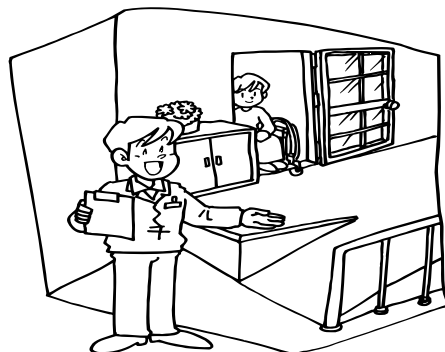
事前申請に必要な書類：見積書、改修前・改修後の図面、日付入写真 など

サービス費用のめやす

内 容	改修費用	自己負担
住宅改修	上限20万円まで	改修費用の1割または2割 注①

注① 平成30年8月から、2割負担者のうち一定以上の所得がある人は3割負担になります。

※住宅改修を行った後で、いったん改修費の全額を支払っていただき、必要な書類（申請書、領収書、写真など）を添えて市役所高齢福祉課へ申請していただくことで、自己負担を除いた額が償還払いされます。



福祉用具のレンタル

車椅子やベッドなどの日常生活の自立を助ける用具を借りることができます。

＜利用対象者＞ 要支援または要介護の認定を受けている方が利用できます。

注意：軽度者（要支援1・2、要介護1）の方には、車いす（付属品を含む）、特殊寝台（付属品を含む）、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフトは原則として保険給付の対象となりません。

サービス費用のめやす

内 容	自己負担
福祉用具のレンタル	レンタル費用の1割または2割 注①

注① 平成30年8月から、2割負担者のうち一定以上の所得がある方は3割負担になります。

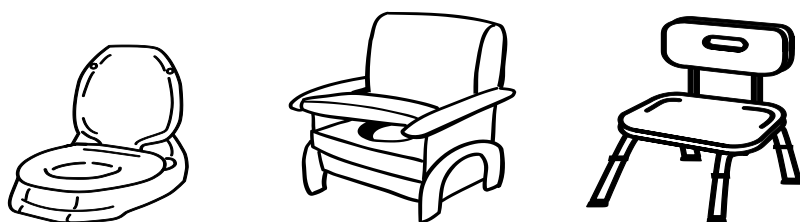
事業者名	所在地	電話番号	FAX 番号
(株)ファースト介護福祉事業部	〒501-4211 八幡町中坪 1 丁目 8 番地 3	65-6601	65-6830
(株)畑中水道	〒501-4612 大和町剣 1601 番地 8	88-2350	88-4125
カネコ(株) 郡上営業所	〒501-5126 白鳥町向小駄良 775 番地	82-2344	82-5283
ケアショップそよかぜ	〒501-5125 白鳥町越佐 169 番地	83-2056	83-2057
ヘルパーステーションしろとり	〒501-5121 白鳥町白鳥 2 番地 6	82-5999	82-5998
JAめぐみの介護サービス中濃営業所	〒501-3802 関市若草通 1 丁目 1 番地	(0575) 23-8157	(0575) 25-2322

福祉用具購入費の支給

入浴や排せつに用いる用具の購入費を、限度額内で支給します。

<利用対象者> 要支援または要介護の認定を受けている方が利用できます。

※保険給付を受けるには、指定された事業所で購入する必要があります。
担当のケアマネジャーとよく相談しましょう。



サービス費用のめやす

内 容	購入費用	自己負担
福祉用具の購入	1年につき上限 10万円	購入費用の 1割または 2割 注①

注① 平成30年8月から、2割負担者のうち一定以上の所得がある方は3割負担になります。

※いったん購入費用の全額を負担していただき、必要な書類（申請書、領収書など）を添えて市役所高齢福祉課へ申請していただくことで、自己負担を除いた額が償還払いされます。

事業者名	所在地	電話番号	FAX 番号
(株)ファースト 介護福祉事業部	〒501-4211 八幡町中坪1丁目8番地3	65-6601	65-6830
(株)畑中水道	〒501-4612 大和町剣 1601 番地 8	88-2350	88-4125
カネコ(株) 郡上営業所	〒501-5126 白鳥町向小駄良 775 番地	82-2344	82-5283
ケアショップそよかぜ	〒501-5125 白鳥町越佐 169 番地	83-2056	83-2057
JAめぐみの介護サービス 中濃営業所	〒501-3802 関市若草通 1 丁目 1 番地	(0575) 23-8157	(0575) 25-2322

施設介護サービス

○介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

食事や排せつなどで常時介護が必要で、自宅では介護が困難な方が入所して、食事や入浴など日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

＜利用対象者＞ 原則、要介護3以上の認定を受けている方が利用できます。

事業者名	所在地	電話番号	FAX 番号	入所定員
特別養護老人ホーム せせらぎ緑風苑	〒501-4204 八幡町旭 663 番地 6	67-2011	67-0660	70床
郡上偕楽園	〒501-4610 大和町島 2347 番地 6	88-2048	88-2011	80床
介護老人福祉施設 アットホームしろとり	〒501-5122 白鳥町為真 1878 番地 1	83-0266	83-0267	100床
特別養護老人ホーム アルプス	〒501-5121 白鳥町白鳥 414 番地 3	83-0331	83-0332	50床

○介護老人保健施設

病状が安定し在宅復帰できるように、食事や入浴など日常生活上の支援やリハビリテーションを中心としたケアが受けられます。

＜利用対象者＞ 要介護1～要介護5の認定を受けている方が利用できます。

事業者名	所在地	電話番号	FAX 番号	入所定員
介護老人保健施設 ケアポート白鳳	〒501-5121 白鳥町白鳥 2 番地 6	82-5999	82-5998	80床
介護老人保健施設 ヴィラふくべ	〒501-4107 美並町大原 77 番地	79-2990	79-2995	70床
県北西部地域医療センター 和良介護老人保健施設	〒501-4509 和良町沢 864 番地 1	77-2778	77-2174	40床

○介護医療院（平成30年4月創設）

長期的な医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者を対象とし、「日常的な医学管理」や「看取りやターミナルケア」などの医療機能と「生活施設」としての機能とを兼ね備えた施設です。

<利用対象者> 要介護1～要介護5の認定を受けている方が利用できます。

施設サービスを利用した場合の自己負担額



※施設サービス費は、要介護度や施設の種類などによって異なります。

注① 平成30年8月から、2割負担者のうち一定以上の所得がある方は3割負担になります。

※食費・居住費は、施設の種類によって異なります。

○その他の施設

要介護認定を受けていない方でも利用できる施設です。

軽費老人ホームA型	身よりのない高齢者や、家族と同居できない高齢者を低額な料金で個室に入所させ給食その他の日常生活上必要なサービスを提供する施設です。
軽費老人ホームB型	健康で自立可能な高齢者の自立性を尊重した施設。通常は利用者が自炊して生活し、必要に応じて相談、病気のと きなどに給食などのサービスを提供します。
ケアハウス	A型に似て食事の提供がされる施設。介護が必要になったときは入居したまま在宅福祉サービスを利用することができます。

60歳以上の方またはどちらかが60歳以上のご夫婦が利用できます。

ケアハウス	ケアハウス せせらぎ緑風苑	定員15名
-------	---------------	-------

介護予防・生活支援サービス事業

生活機能の低下がみられ、要支援状態となるおそれがある高齢者を対象に、日常生活上の支援を行います。

＜利用対象者＞ 要支援 1 または要支援 2 の認定を受けている方や、基本チェックリストによりサービス事業対象者に認定された方が利用できます。

＜サービスの内容＞

【通所型サービス】

○介護予防デイサービス

現行のデイサービスと同様のサービスが受けられます。

○ミニデイサービス

半日程度のデイサービスです。

【訪問型サービス】

○介護予防ホームヘルプサービス

現行の訪問介護と同様のサービスが受けられます。

○家事サポートサービス

掃除や洗濯、買い物などの家事支援が受けられます。

【その他サービス】

○配食見守りサービス

一人暮らしや高齢者のみの世帯で、自宅での調理が困難な方に弁当を宅配し、あわせて見守りを行います。1食あたり250円を助成します（1日1食まで）。

地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者の暮らしを様々な側面からサポートするための拠点で、専門職員（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員）を配置して、次の業務を行っています。

【総合相談】

介護に関する相談や悩み以外にも、福祉や医療、生活など様々な相談を受け付けています。

【権利擁護】

高齢者の皆さんが安心して暮らせるように、皆さんが持つさまざまな権利を守ります。成年後見制度の紹介や、虐待や消費者被害などにも対応します。

【介護予防ケアマネジメント】

要支援と認定された方や要支援状態となるおそれがある高齢者の方が介護予防サービスなどを利用できるよう支援します。

事業者名	所在地	電話番号	FAX番号
郡上市地域包括支援センター	〒501-4297 八幡町島谷 228 番地 郡上市役所 2 階	67-0008	66-0157



介護サービスは、原則 1 割または 2 割（注①）の自己負担で利用できます。

在宅サービスでは、要介護状態区分に応じて、上限額（支給限度額）が決められていて、その範囲内でサービスを利用する場合は、自己負担は 1 割または 2 割です。ただし、上限を超えてサービスを利用した場合は、超えた分は全額が自己負担になります。

要介護状態区分	1 ヶ月の支給限度額
要支援 1	50,030円
要支援 2	104,730円
要介護 1	166,920円
要介護 2	196,160円
要介護 3	269,310円
要介護 4	308,060円
要介護 5	360,650円

注① 平成30年8月から、2割負担者のうち一定以上の所得がある方は、3割負担となります。

負担が高額になったとき

◆介護保険の利用者負担が高額になったとき

同じ月に利用したサービスの利用者負担の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がある場合には、世帯合計額）が高額になり、一定額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されます。

利用者負担段階区分	利用者負担上限額
本人課税（現役並所得者）	世帯：44,400円
一般世帯（課税世帯で本人非課税）	世帯：44,400円 ※同じ世帯の全ての65歳以上の方の利用者負担割合が1割の世帯に年間上限額（446,400円）を設定。3年間の時限措置）
住民税世帯非課税	世帯：24,600円
<ul style="list-style-type: none"> ・ 合計所得額および課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ・ 老齢福祉年金の受給者 	世帯：24,600円 個人：15,000円
生活保護の受給者	個人：15,000円

◆施設利用料（食費、居住費）の減免制度

施設入所やショートステイを利用される方の食費、部屋代は全額利用者負担が原則ですが、低所得の方については、申請により負担を軽減する制度があります。

※所得、資産等の要件有り

◆介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったとき

介護保険と医療保険の両方の利用者負担を年間で合算して高額になった場合は、限度額を超えた分が支給される高額医療・高額介護合算制度があります。

